

「高砂市民病院で使用するガス調達」に関する質問回答

1	質 問	<p>入札説明書7入札保証金及び契約保証金(2)契約保証金に関しまして、「契約規則第30条各号に該当する場合」と記載がございますが、弊社は該当しておりますでしょうか。また、免除となる場合、その為に必要な提出書類はございますでしょうか。</p>
	回 答	<p>現段階では入札参加希望者様が契約保証金について免除されるかどうかの判断はいたしかねます。 契約規則第30条第3号「施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」、「契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。」とあり、契約保証金免除を希望される落札者様には落札時に「過去2年間に市（高砂市及び当院を含む高砂市関連機関）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結」した実績を書面にて提出していただきます。</p>
2	質 問	<p>入札説明書8入札に関する条件(8)(9)、仕様書10ガス料金の単価調整(1)に関しまして、弊社の料金体系は供給条件、料金表に基づき、「諸経費料金」、「託送供給料金(定額基本料金、流量基本料金、従量料金、低圧加算基本料金、低圧加算従量料金)」、「原料費料金」の合計に消費税等相当額を加えた額(いわゆる外税方式)と規定しております。また、原料費に関しましては、単価に対して原料費調整を行うのではなく、財務省貿易統計で公表された価格を用いて、原料費料金単価を算出しております。(2ヶ月の平均価格を算出し、1か月間をあけて、2ヶ月間適用)その為、「単価調整」は行っておらず、入札時は上記の内容にて算定をさせていただき、弊社落札の際は、弊社供給条件・料金表に基づいた内容にてご契約をさせていただくこととなります。ご了承を頂けますでしょうか。弊社が落札させていただいた場合は、ご契約書の内容を上記の内容へご変更いただけますでしょうか。</p>
	回 答	<p>よろしいです。</p>

3	質 問	仕様書3使用条件の概要、仕様書11契約年間ガス使用量の増減、契約書(案)(別紙)(契約量)第1条に關しまして、弊社供給条件及び料金表では、契約年間最高使用量(予定年間使用量の130%(十の位以下切り上げ))の定めがあり、1年間のご使用量の実績が契約年間最高使用量を超過した場合は精算金が発生いたします。ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際は、契約書にこちらの内容を追加していただけますでしょうか。
	回 答	契約書作成については、落札後、協議の上作成するものとしします。
4	質 問	仕様書3使用条件の概要(2)、契約書(案)(別紙)(契約量)第1条に關しまして、弊社供給条件及び料金表では、契約年間最低引取量は予定年間使用量の70%の数量に十の位以下切り捨てとなります。ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際は、契約書にこちらの内容を追加していただけますでしょうか。
	回 答	契約書作成については、落札後、協議の上作成するものとしします。
5	質 問	仕様書3使用条件の概要(4)、仕様書11契約年間ガス使用量の増減、契約書(案)(別紙)(契約量)第1条に關しまして、弊社では「契約最大需要期使用量」の設定がございません。ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際は、契約書の内容を削除していただけますでしょうか。
	回 答	契約書作成については、落札後、協議の上作成するものとしします。
6	質 問	仕様書8検針日及び計量、契約書(案)(検針日及び計量)第11条に關しまして、毎月の検針は一般ガス導管事業者様が定めた日に行われ、検針作業を行うのも一般ガス導管事業者様となります。ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際は、契約書の内容をご変更いただけますでしょうか。
	回 答	契約書作成については、落札後、協議の上作成するものとしします。

7	質 問	契約書（案）（契約金額）第5条に關しまして、「各金額には消費税及び地方消費税を含む」と記載がございますが、弊社にて取り扱っている単価は税抜単価となります。弊社が落札させていただいた場合は、こちらの記載をご変更いただけますでしょうか。
	回 答	契約書作成については、落札後、協議の上作成するものとします。
8	質 問	契約書（案）（年間契約ガス量の変更）第12条に關しまして、「年間契約ガス量は、発注者と受注者の協議により年度毎に見直しができるものとする。」と記載がございますが、年間契約ガス量の見直しが必要となった場合、契約年間最高使用量（年間使用量の130%）については、3ヵ月前までにお申し出をいただく必要がございます。契約年間引取量の見直しは行えません。ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際は、契約書の内容をご変更いただけますでしょうか。
	回 答	契約書作成については、落札後、協議の上作成するものとします。
9	質 問	契約書（案）（契約の変更等）第14条2項に關しまして、「契約を変更した場合で、精算額の支払いが必要な場合、発注者と受注者は協議の上、精算額を請求することができる。」と記載がございますが、弊社供給条件により、契約最大使用量を上回った場合、1年間のガスの使用量の実績値が契約年間最高使用量を上回った場合、契約年間引取量を下回った場合はそれぞれ精算金が発生いたします。ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際は、契約書の内容をご変更いただけますでしょうか。
	回 答	契約書作成については、落札後、協議の上作成するものとします。
10	質 問	契約書（案）（料金の算定）第15条に關しまして、料金の算定期間について、「毎月1日から当該月末日までの期間をいう。」と記載がございますが、弊社の供給条件及び料金表では、「前月の検針日の翌日から当月の検針日まで」となります。ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際は、契約書の内容をご変更いただけますでしょうか。
	回 答	契約書作成については、落札後、協議の上作成するものとします。

11	質 問	契約書（案）（支払方法）第16条に關しまして、「請求書が適法であると認めたとき」とはどのようなものでしょうか。
	回 答	法令に従って正しく作成された請求書で、会計・税務・契約書等の観点から問題のないものを想定しています。例として、発行者の住所、氏名、インボイス登録番号、発行年月日、取引年月日、取引内容（数量等）、税率、消費税額、請求金額の合計、請求先の氏名、名称などが契約内容に則した内容で記載されたもの、または、適格請求書でこれらの項目を補完できれば問題ないと考えます。
12	質 問	契約書（案）（支払方法）第16条に關しまして、「検針日の翌日から起算して30日以内にそのガス料金を支払う」と記載がございますが、弊社供給条件では「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際は、契約書の内容をご変更いただけますでしょうか。
	回 答	契約書作成については、落札後、協議の上作成するものとしします。
13	質 問	お支払に關しまして、上記期限内にお支払いをいただけなかった場合、延滞利息が発生いたします。弊社の供給条件では「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際は、契約書の内容をご変更いただけますでしょうか。
	回 答	契約書作成については、落札後、協議の上作成するものとしします。
14	質 問	契約書（案）（定めのない事項）第23条に關しまして、本契約書に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表による取り扱いとなります。ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際は、契約書の内容をご変更いただけますでしょうか。
	回 答	契約書作成については、落札後、協議の上作成するものとしします。

15	質 問	<p>仕様書3使用条件の概要(3)に関しまして、契約最大使用流量については「192m³/hr」と記載がございますが、こちらの数量の根拠をお教えいただけますでしょうか。</p> <p>契約最大使用量については、以下の関係資料において数値が異なります。令和7年7月以降の契約最大使用量の数値をご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書3使用条件の概要(3) 192m³/hr ・仕様書別表2 令和4年4月からの月別最大ガス使用量実績 384m³/hr ・契約書(案)(別紙)(契約量)第1条 215m³/hr
	回 答	<p>令和7年7月以降の契約最大使用流量につきましては、仕様書3使用条件の概要(3)に記載のとおり192m³/hrです。</p> <p>契約書(案)(別紙)(契約量)第1条に記載しております契約最大ガス使用量につきましては下記のとおり訂正させていただきます。</p> <p>(誤り) : 215m³/hr (正) : 192m³/hr</p> <p>仕様書別表2 月別最大ガス使用量実績は記載のとおり、実績値を記載しております。</p> <p>令和7年7月以降の契約最大使用流量192m³/hrにつきましては令和6年度のガス使用状況を鑑み算定したものです。</p> <p>公告資料である「6. 契約書(案)」を差し替えておりますので、すでにダウンロードいただいている場合は、再度ダウンロードをお願いいたします。</p>
16	質 問	<p>弊社契約の際は、ガス料金の支払方法については、「口座振替」または「振込用紙による支払(弊社所定の振込用紙)」となります。(振込に要する費用は、お客様負担となります) ご了承くださいませでしょうか。</p> <p>また、2028年4月から、お客さまがコンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリを通じて払い込みにより支払われる場合は、支払いにともなう費用はお客さまの負担となります。ご了承くださいませでしょうか。</p>
	回 答	<p>よろしいです。</p>
17	質 問	<p>落札後の契約手続きについて、弊社指定の契約書様式(紙の様式)にて契約手続きを行うことは可能でしょうか。</p>
	回 答	<p>よろしいです。</p>

18	質 問	弊社が落札させていただいた場合、落札後の提出書類として契約申込書を作成いたします。ご提出いただくことは可能でしょうか。
	回 答	よろしいです。
19	質 問	長期継続契約を締結することができる契約の期間は、5年以内と認識しておりますが、本案件は最大何年とする見込みでしょうか。 仕様書（供給期間）および契約書（案）（契約期間）は、「令和7年7月1日から令和8年6月30日まで」となっておりますが、翌年度以降の契約手続きについてご教示いただけますようお願いいたします。
	回 答	本件の契約期間は仕様書等に記載のとおり1年間です。 令和8年度におきましても、入札を行う予定です。
20	質 問	契約書（案）（損害賠償）第18条に関しまして、「停電により・・・」と記載がありますが、ガス需給契約における具体的な事例をご教示いただけますようお願いいたします。
	回 答	<p>契約書（案）（損害賠償）第18条につきまして、下記のとおり訂正させていただきます。</p> <p>（誤り）： （損害賠償） 第18条 受注者は、前条第3項後段に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を発注者に賠償しなければならない。<u>ただし、第2号の規定に該当する場合において受注者が発注者に賠償する額は、受注者が当該第三者に対して停電により通常負うこととなる損害賠償義務の範囲に限るものとする。</u></p> <p>(1) 天災その他受注者の責めに帰さない理由による<u>停電の場合</u>を除き、<u>停電により</u>受注者が発注者に損害を与えたとき。 (2) 受注者の責めに帰すべき理由により生じた<u>停電により</u>第三者が損害を被った場合において、発注者が当該第三者にその損害額を支払ったとき。</p> <p>（正）： （損害賠償） 第18条 受注者は、前条第3項後段に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を発注者に賠償しなければならない。</p> <p>(1) 天災その他受注者の責めに帰さない理由を除き、受注者が発注者に損害を与えたとき。 (2) 受注者の責めに帰すべき理由により、第三者が損害を被った場合において、発注者が当該第三者にその損害額を支払ったとき。</p> <p>公告資料である「6. 契約書（案）」を差し替えておりますので、すでにダウンロードいただいている場合は、再度ダウンロードをお願いいたします。</p>

21	質 問	<p>入札説明書3 入札参加資格審査確認に関する事項 (1) 入札参加資格の確認申請 「(ケ この公告の日から過去2年間の間に、高砂市民病院で使用するガス調達の契約と同規模以上の都市ガス供給契約(12か月以上の期間であるものに限る。)を他の官公庁と締結し、履行した実績を有し、又は現に履行中であることを示す都市ガス供給契約実績表(官公庁対象)(任意様式)」</p> <p>入札説明書7 入札保証金及び契約保証金 (2) 契約保証金 「(前文略)その保険証書を同日までに提出したとき等<u>契約規則第30条各号</u>に該当する場合は、この限りではない。」</p> <p>高砂市契約規則 第30条(契約保証金) 「(3)(前文略)その者が過去2年間に市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」</p> <p>契約書(案) 第8条(契約保証金) 「受注者は、この契約による債務の不履行によって生ずる発注者の損害をてん補するため、月額平均料金(税込み)に12を乗じて得た額の10分の1以上の契約保証金を発注者に納付しなければならない。ただし、発注者において必要がないと認め<u>た場合は、この限りでない。</u>」</p> <p>(質問1) 入札参加資格審査申請書類「都市ガス供給契約実績表」の提出をもって弊社は、契約保証金の免除対象となりますでしょうか。</p>
	回 答	<p>入札参加資格審査申請書類の1つである「都市ガス供給契約実績表」の記載内容を契約保証金免除の判断基準の1つとします。</p>
22	質 問	<p>入札説明書8 入札に関する条件 「(7) 代理人が入札をする場合は、職員の指示により委任状(様式3)を契約担当者に提出すること。」</p> <p>(質問2) 弊社は高砂市さまに代表取締役社長から委任された業務部長を受任者として業者登録しています。よって、本入札に関しての代表者は業務部長としてとらえてよろしいでしょうか。また、改めての委任状は不要と考えてよろしいでしょうか。</p>
	回 答	<p>よろしいです。</p>

23	質 問	<p>入札説明書8 入札に関する条件(8) 公告6(7)ク 「(前文略)見積もった金額の110分の100に相当する金額(税抜金額)を入札書に記載すること。」 入札書 「注3 入札金額は、消費税及び地方消費税額を含まない金額で記載してください。」 入札金額内訳書 「(2)1年間のガス料金(税抜き)」 「(3)月額平均のガス料金(税抜き)」 「ガス単価には単価調整額を含み、消費税及び地方消費税相当額については含まないものとし、小数点第2位までとする。」 「入札書の入札金額と入札金額積算内訳書記入額(3)月額平均のガス料金が一致すること。」</p> <p>(質問3)内訳書は税抜(消費税加算前)になっていますので、内訳書の内容を入札書に記載すればよろしいでしょうか。</p>
	回 答	<p>よろしいです。 入札金額積算内訳書内記載「入札書の入札金額と入札金額積算内訳書記入額(3)月額平均のガス料金が一致すること。」のとおり</p>
24	質 問	<p>入札説明書8 入札に関する条件(9) 公告6(7)ケ 「(前文略)なお、積算に用いた単価及び算出式は、契約期間中変更せず適用するものとする。」</p> <p>(質問4)契約期間中に供給条件が改定される可能性があります。算出式等が変更になる場合、予めご提示し承認を頂ければよろしいでしょうか。</p>
	回 答	<p>よろしいです。</p>

25	質 問	<p>仕様書 2 (4) 対象計量器</p> <p>(質問 5) 弊社供給地点特定番号から調べると次の通り相違がございます。確認いただけますでしょうか。</p> <p>①00212900072917609 メーター号数500 メーター番号0812 (弊社で把握している情報) メーター号数350 メーター番号1189</p> <p>②00212700072917603 メーター番号1854 (弊社で把握している情報) メーター番号6920</p> <p>③00212800072917601 メーター番号4454 (弊社で把握している情報) メーター番号0035</p>
	回 答	<p>仕様書 2 (4) 対象計量器につきまして下記のとおり修正致します。</p> <p>供給地点特定番号 00212900072917609 番号：(誤り)：0812 (正)：1189 00212700072917603 番号：(誤り)：1854 (正)：6920 00212800072917601 番号：(誤り)：4454 (正)：0035</p> <p>公告資料である「5.仕様書」を差し替えておりますので、すでにダウンロードいただいている場合は、再度ダウンロードをお願いいたします。</p>
26	質 問	<p>仕様書 3 使用条件の概要 「(3) 契約最大使用流量 1 9 2 m³/hr」 契約書(案)別紙 第1条(契約量) 「契約最大ガス使用量 2 1 5 m³/h r」</p> <p>(質問 6) 仕様書と契約書(案)別紙とで数値が異なります。弊社が落札した場合、供給開始までの間に契約最大使用量の実績と仕様書及び契約書の指示値に乖離が生じた際には、最大使用量について改めて協議させていただき、単価が変更となる可能性がございます。ご了承いただけるでしょうか。</p>
	回 答	<p>契約最大使用流量につきましては、仕様書 3 使用条件の概要 (3) に記載のとおり 1 9 2 m³/hr です。</p> <p>契約書(案)(別紙)(契約量)第1条に記載しております契約最大ガス使用量につきましては下記のとおり訂正させていただきます。</p> <p>(誤り)：2 1 5 m³/hr (正)：1 9 2 m³/hr</p> <p>公告資料である「6. 契約書(案)」を差し替えておりますので、すでにダウンロードいただいている場合は、再度ダウンロードをお願いいたします。</p>

27	質 問	<p>仕様書8 検針日及び計量 契約書(案)第11条 (検針日及び計量) 「検針日は原則毎月月末とする。ただし、それに依りがたい場合は一般ガス導管事業者が定める日とする。また、末日が休日にあたる場合には、原則として、当該末日からその直前の休日でない日までの間に繰り上げて検針する。この場合には、末日に検針したものとみなす。」</p> <p>契約書(案)第15条(料金の算定) 「料金の算定は、1月(毎月1日から当該月末日までの期間をいう。)のガス使用量により行う。」</p> <p>(質問7)仕様書にあるように検針日は一般ガス導管事業者である大阪ガスネットワークが決定するため、小売業者が決めることが出来ません。そのため仕様書8や契約書(案)第11条の「当該末日からその直前の休日でない日までの間に繰り上げて検針する。」とならない可能性がございますがご了承いただけますでしょうか。 同様に契約書(案)第15条の「1月」については休日等で一か月とならない可能性がございますがご了承いただけますでしょうか。</p>
	回 答	<p>契約書作成については、落札後、協議の上作成するものとします。</p>
28	質 問	<p>仕様書4 供給期間 「令和7年7月1日から令和8年6月30日までの1年間とする。」 契約書(案)第7条(契約期間) 「契約期間は、令和7年7月1日から令和8年6月30日までとする。」</p> <p>(質問8)前述のように検針日は大阪ガスネットワークが決定するため、小売業者では決めることができません。現在の検針日は月末検針ですが休日等で変動がある可能性がありますので、弊社が落札した場合、次のような表現に変更いただけますでしょうか。 「令和7年6月定例検針日の翌日から令和8年6月定例検針日まで」</p>
	回 答	<p>契約書作成については、落札後、協議の上作成するものとします。</p>

29	質 問	<p>仕様書9 料金制度 「(1) ガス料金は、原料費料金、託送料金、諸経費料金とする。 ただし、供給するガス会社の料金体系が異なる場合は別途協議する。」</p> <p>(質問9) 弊社のガス単価は、原料費、託送料金、諸経費すべてを包含したうえで算定いたします。そのため、原料費、託送料金、諸経費を分ける事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。</p>
	回 答	<p>落札後、協議の上対応します。</p>
30	質 問	<p>仕様書9 料金制度 「(3) 平均原料価格は全日本通関統計値を用いることとし、根拠資料を添付すること。」</p> <p>(質問10) 入札時の料金計算についての記述とすることによろしいでしょうか。また、契約時は弊社の供給条件に基づき弊社購入の原料価格を基に算定するという事によろしいでしょうか。</p>
	回 答	<p>よろしいです。</p>
31	質 問	<p>仕様書10 ガス料金の単価調整 「(2) 単価調整とは、入札時に算出された原料費調整額と、請求時に算出された原料費調整額との差額を、入札時の単価に増減して請求時の単価とすることを意味する。」</p> <p>契約書(案)別紙 第2条(料金算定方法) 「単価調整とは、入札時に算出される原料費と、請求時に算出された原料費との差額を、入札時の単価に増減した単価。」</p> <p>(質問11) 弊社の単価調整制度は、大口供給条件で規定する基準平均原料価格と請求時の平均原料価格の差額を基準平均原料価格に増減して請求時の単価とします。ご了承いただけますでしょうか。</p>
	回 答	<p>よろしいです。</p>

32	質 問	<p>仕様書10 ガス料金の単価調整 「(3) 原料費調整額とは、一定期間内の原料コストの変動に伴い、各社の基準となるガス量単価に修正を加えるべき増減分を意味する。」 契約書(案)別紙 第2条(料金算定方法) 「毎月の料金は供給条件等に基づき算定する。ただし、定めのない場合は下記のとおりとする。 料金 = (単価調整 × 検針により計量した使用量 + 託送費 + 諸経費) × (1 + 消費税率)」</p> <p>(質問12) ガス料金の調整については、弊社は供給条件で定めており、料金を以下のように計算の上決定します。ご了承ください。 ①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき ガス料金 = (基準単位料金(託送料金を含む) + 0.081円 × 原料価格変動額 ÷ 100円) × ガス使用量 + 消費税及び地方消費税 ②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき ガス料金 = (基準単位料金(託送料金を含む) - 0.081円 × 原料価格変動額 ÷ 100円) × ガス使用量 + 消費税及び地方消費税</p>
	回 答	落札後、協議の上対応します。
33	質 問	<p>仕様書11 契約年間ガス使用量の増減 「高砂市民病院におけるガス使用量は、都合により契約年間使用量を上回り、又は下回ることができる。ただし、この仕様書に記載の契約年間最低引取量に満たない場合、契約最大使用量を超過した場合、契約最大需要期使用量を超過した場合に対し補償料を規定する場合は、補償料の発生条件や算定式等を契約時に提示すること。」 契約書(案)第13条(精算額) 「各種精算額については受注者の供給条件等による。」 契約書(案)第14条(契約の変更等) 「この契約に変更が必要な場合は供給条件等を基に変更を行うものとする。」 「2 前項により契約を変更した場合で、精算額の支払いが必要な場合、発注者と受注者は協議の上、精算額を請求することができる。」</p> <p>(質問13) 弊社の供給条件では、契約年間引取量(年間使用量の70%以上)の未達、最大使用量および最大需要期使用量の超過、中途解約、中途変更の場合において精算額が発生することがあります。ご了承ください。 また、弊社が正当な理由があると判断した場合を除き、精算額をお支払いいただきますので協議に応じることはできません。ご了承ください。</p>
	回 答	落札後、協議の上対応します。

34	質 問	<p>仕様書 1 3 保安に関する事項 「ガス供給者は、365日/24時間対応可能な保安体制を整備し、内管(ガス管)に関する連絡先、消費機器に関する連絡先を提出すること。 万が一緊急対応が発生した際は、臨時供給体制の確保等、ガス供給者は一般ガス導管事業者と協力し、速やかかつ適切に対応すること。」</p> <p>(質問 1 4) 臨時供給における設備は原則、一般ガス導管事業者が保有しております。供給者としての保有は必要でしょうか。 また緊急対応が発生した際に、臨時供給設備を用いた供給を確約することはできませんが、了承いただけますでしょうか。</p>
	回 答	<p>落札後、協議の上対応します。</p>
35	質 問	<p>仕様書 1 4 その他 「(2) この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る賃借者の支出予算において減額又は削除があった場合、賃借者は、この契約を変更し、又は解除することができる。」 「(3) 契約は、供給期間におけるガス需給についての基本契約とする。なお、各年度供給開始時に供給条件についての詳細事項を定めた需給契約を締結する。」 契約書(案)第12条(年間契約ガス量の変更) 「発注者の年間契約ガス量は、発注者と受注者の協議により年度毎に見直しができるものとする。また、それによりガス単価の変更ができるものとする。」</p> <p>入札説明書 1 3 その他注意事項 「この入札による契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約を締結した翌年度以後において、当該契約に係る歳出予算において減額又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除することができる。」</p> <p>(質問 1 5) 弊社は1年間を通じての年間契約であり年度毎で区切ることができません。ご了承いただけますでしょうか。</p>
	回 答	<p>よろしいです。</p>

36	質 問	<p>仕様書 1 4 その他 「(4) 「この仕様書に記載がない事項については、ガス調達事業者が定めるガス供給条件等に準ずるものとし、発注者と受注者において協議する。」</p> <p>(質問 1 6) 弊社が落札した場合、「ガス調達事業者」を「ガス小売事業者」に変更いただけるでしょうか。</p>
	回 答	<p>よろしいです。</p>
37	質 問	<p>契約書 (案) 第 3 条 (権利義務の譲渡等の禁止) 「受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」</p> <p>契約書 (案) 第 4 条 (守秘義務) 「発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。第 7 条の契約期間 (以下「契約期間」という。) 終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示するときは、この限りでない。</p> <p>(質問 1 7) 弊社は検針業務、料金事務等を外部委託しています。ご了承いただけるでしょうか。また、落札後の契約手続き、契約締結後の問い合わせ対応等について当社 100% 出資の関係会社に委託する場合がありますがご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、第 3 条に「あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。」について「書面」の内容およびあらかじめ承諾を得るために必要な手続きについて入札前に確認及び質問は可能でしょうか。</p>
	回 答	<p>よろしいです。</p>

38	質 問	<p>契約書（案）第5条（契約金額） 「契約金額は、各ガス供給会社により料金体系が異なることから、落札金額に係る内訳書の区分及び単価に基づき記載（各金額には消費税及び地方消費税を含む。）」</p> <p>（質問18）弊社は、単価を税抜で提示します。また、入札内訳書にも単価は税抜で記載するよう指示されています。弊社が落札した場合、「（各金額には消費税及び地方消費税を含む。）」を削除いただけるでしょうか。 また、弊社が落札した場合、次のような表現を追加いただけますでしょうか。</p> <p>（1） 基準単位料金（税抜）1立方メートルにつき 円 （基準平均原料価格） 円/ト</p> <p>（2） 調整単位料金 （1）の基準単位料金をもとに供給条件により算出した1立方メートル当たりの単位料金とする。</p>
	回 答	落札後、協議の上対応します。
39	質 問	<p>契約書（案）第16条（支払方法） 「受注者は、検針後速やかに前月分のガス料金の支払を請求するものとし、発注者は、当該請求に係る請求書が適法であると認めたときは、検針日の翌日から起算して30日以内にそのガス料金を支払うものとする。」 「2 受注者は、発注者が前項に規定する期日までに支払を完了することができるよう、その月の検針日の翌日から原則として8日以内に前項の規定による請求を行うものとする。」 入札説明書9 支払条件 「月払とする。」</p> <p>（質問19） ①検針票の提出、あるいは検針時に職員の方にお立合いいただくことで検査完了とさせていただいてよろしいでしょうか。 ②弊社は請求書受理日からではなく、検針によりガス料金が確定した日の翌日から数えて30日目がお支払い期限日となります。ご了承いただけるでしょうか。 ③お支払い方法に関しましては、「口座振替」若しくは「振込用紙により支払（弊社指定の振込用紙）」のいずれかとなります。ご了承いただけるでしょうか。</p>
	回 答	<p>①検針票の提出による検査は可能です。 ②契約書作成については、落札後、協議の上作成するものとなります。 ③よろしいです。</p>

40	質 問	<p>契約書（案）第18条（損害賠償） 「第18条 受注者は、前条第3項後段に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を発注者に賠償しなければならない。ただし、第2号の規定に該当する場合において受注者が発注者に賠償する額は、受注者が当該第三者に対して停電により通常負うこととなる損害賠償義務の範囲に限るものとする。 (1) 天災その他受注者の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電により受注者が発注者に損害を与えたとき。 (2) 受注者の責めに帰すべき理由により生じた停電により第三者が損害を被った場合において、発注者が当該第三者にその損害額を支払ったとき。」</p> <p>（質問20）ガス小売事業者は通常、ガス供給を行う役割を担っていますが、電力の供給は一般的には別の事業者の役割であると考えます。ガス調達に関する契約において、ガス小売事業者が発注者に対して停電に関して具体的にどのような損害賠償義務が想定されているのか、例を挙げてご説明いただけますでしょうか。</p>
	回 答	<p>契約書（案）（損害賠償）第18条につきまして、下記のとおり訂正させていただきます。 （誤り）： （損害賠償） 第18条 受注者は、前条第3項後段に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を発注者に賠償しなければならない。ただし、<u>第2号の規定に該当する場合において受注者が発注者に賠償する額は、受注者が当該第三者に対して停電により通常負うこととなる損害賠償義務の範囲に限るものとする。</u> (1) <u>天災その他受注者の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電により受注者が発注者に損害を与えたとき。</u> (2) <u>受注者の責めに帰すべき理由により生じた停電により第三者が損害を被った場合において、発注者が当該第三者にその損害額を支払ったとき。</u></p> <p>（正）： （損害賠償） 第18条 受注者は、前条第3項後段に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を発注者に賠償しなければならない。 (1) 天災その他受注者の責めに帰さない理由を除き、受注者が発注者に損害を与えたとき。 (2) 受注者の責めに帰すべき理由により、第三者が損害を被った場合において、発注者が当該第三者にその損害額を支払ったとき。</p> <p>公告資料である「6. 契約書（案）」を差し替えておりますので、すでにダウンロードいただいている場合は、再度ダウンロードをお願いいたします。</p>

41	質 問	<p>契約書（案）第22条（予算の減額又は削除に伴う解除等） 「この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約期間中であっても、この契約を締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算の減額又は削減があった場合は、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。」 「2 発注者は、前項の規定により、この契約を変更し、又は解除したことにより、受注者に損害が生じたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。」</p> <p>（質問21）質問15で述べた通り弊社は1年間を通じての年間契約であり年度毎で区切ることができません。ただし、質問13の通り需給契約中の中途解約及び中途変更は精算額が発生する場合がございます。ご了承いただけるでしょうか。</p>
	回 答	よろしいです。
42	質 問	<p>契約書（案）第23条（定めのない事項等） 「この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈若しくはこの契約の規定事項の事実への適用に関して疑義が生じたときは、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。」</p> <p>（質問22）弊社が落札した場合、次の通り変更いただけるでしょうか。 「この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈若しくはこの契約の規定事項の事実への適用に関して疑義が生じたときは、受給者の供給条件に基づいて定めるほか必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。」</p>
	回 答	契約書作成については、落札後、協議の上作成するものとします。
43	質 問	<p>契約書（案）（契約者及び体裁）</p> <p>（質問23）弊社が落札した場合、契約書、仕様書、弊社の供給条件、重要事項説明書を合綴していただけるでしょうか。また、契約者は高砂市さまに受任者として登録している、業務部長名になりますが、ご了承いただけるでしょうか。</p>
	回 答	合綴は可能ですが、落札後の協議によるものとします。契約者が業務部長名については、よろしいです。

44	質 問	<p>内封筒記載例</p> <p>(質問24)裏面に封緘印として、代表者印を押すように指示がございます。弊社は委任状を提出し、代表取締役社長から受任した業務部長名で入札しますので業務部長印の押印でよろしいでしょうか。</p>
	回 答	よろしいです。
45	質 問	<p>入札に関する特記事項 【郵送による方法】 (2)</p> <p>(質問25)内訳書は入札書と同封すればよろしいでしょうか。もしくは、入札書と内訳書をステープラー等で綴じ合わせし、割印すればよろしいでしょうか。</p>
	回 答	配布書類「入札書及び封筒記載例」、左側「内封筒記載例」に記載されていますとおり、内封筒に入札書と内訳書を綴じこみのうえ、割印、のりづけとしてください。
46	質 問	<p>高砂市契約規則 第28条 (契約書の作成)</p> <p>「2 契約担当者は、契約の相手方が決定した日から10日以内に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、この期限を延長することができる。」</p> <p>(質問26)契約締結にあたり社内確認や押印に時間を要する場合があります。落札後、契約書の締結までの期間を協議いただけるでしょうか。</p>
	回 答	よろしいです。
47	質 問	<p>暴力団排除に関する特約 第7条 (誓約書の提出等)</p> <p>「受注者は、本契約の契約金額 (契約期間全体の総額) が200万円を超える場合には、発注者に対し、<u>本契約の締結時までに、次に掲げる事項を記載した誓約書 (高砂市指定様式。以下「誓約書」という。)</u>を提出するものとする。」</p> <p>(質問27)誓約書の提出は落札後でよろしいでしょうか。</p>
	回 答	よろしいです。
以下、質問はありません。		